

仕様書

1. 件名

広報用動画制作業務

2. 業務の目的

本業務は、国際農林水産業研究センター（国際農研）の第5期中長期計画の活動内容や取組を国内外に広くわかりやすく紹介することを目的とした広報用動画（日本語・英語）を制作するものである。

この広報用動画は、国際農研を訪問する国内外の農林水産技術研究に関係する研究者等への上映や、YouTube JIRCAS channel への配信、各種展示会等でのPR活動において活用し、国際農研の役割や研究成果、活動内容、国際共同研究プロジェクトの意義や展望等について理解と関心を高めることとする。

3. 業務期間

契約締結日より令和4年12月23日（金）まで

4. 業務内容

(1) 広報用動画は、映像、写真、説明イラストを織り交ぜ、①全体紹介（5分程度）、②第5期中長期計画のプログラム紹介（「環境（②-a）」「食料（②-b）」「情報（②-c）」の各5分程度）の計20分程度であり、①と②-a～-cのそれぞれが単独した動画構成とする。

(2) 全体紹介の構成及び説明は、以下のとおり。

- ・ オープニング：国際農研のミッションとなる部分をイメージで繋ぐ。
- ・ 沿革：歩んできた年代を写真で繋ぐ。
- ・ 理事長挨拶：理事長室または廊下等で撮影する。
- ・ 外観・研究施設：施設内を複数撮影して盛り込む。海外で研究を行っている映像や写真は別途提供する。
- ・ その他の活動：研究交流やシンポジウムの映像、写真を盛り込む。素材は別途提供する。
- ・ 第5期中長期計画説明3つのプログラムをデザインで視覚的に見せつつ、ナレーション等で説明を入れる。
- ・ エンディング：「地球と食料の未来のために」のイメージをコラージュ的に展開する。
- ・ ナレーション台本は、日本語及び英語とも別途提供する。

(3) 3つのプログラムの構成及び説明は、以下のとおり。

- ・ 「環境」プログラム：環境プログラムには6つのプロジェクトがある（別紙参照）。各プロジェクトについて、キーポイントのナレーションやテロップを盛り込み、内容がしっかりと視認できるよう、視覚的にわかりやすいシンプルなデザインとする。時間は1プロジェクト30秒程度とする。キーポイントや映像、ナレーション台本、写真等の素材は別途提供する。
- ・ 「食料」プログラム：食料プログラムには6つのプロジェクトがある。構成は環境プログラムと同じとする。
- ・ 「情報」プログラム：情報プログラムには5つのプロジェクトがある。構成は環境プログラムと同じとする。

- 「環境」、「食料」、「情報」各プログラムについてのデザインレイアウトイメージ案の提出すること。
- ナレーション台本は、日本語及び英語とも別途提供する。

- (4) 全体紹介、環境、食料、情報について、それぞれ独立した1本の動画とするが、全体紹介の動画を見て、さらにプログラムの詳細を視聴できるような構成とする。
- (5) 動画の制作にあたっては、事前に担当者と打合せを行い、意思疎通を図った上で、取り組むこととする。なお、新たな構成を提案する場合、担当者と協議した上で提案すること。
- (6) ナレーション及びテロップの言語は、日本語と英語とする。
- (7) 動画の校正回数は3回程度を予定している。

5. 動画ファイル仕様

- (1) アスペクト比 16 : 9、3640×2160 以上、CODEC は PRORES 以上とする。
- (2) シネマカメラ以外による撮影は不可。
- (3) 納品形式は MP4 形式とする。

6. 納品物

上記「5. 動画ファイル仕様」に示した MP4 ファイルを DVD で提出すること。

7. 著作権

本業務における制作物の著作権に関しては、納品と同時に国際農研に移転するものとする。

8. 知的財産権等の取扱い

本契約の履行において生じた企画案の構成にかかる知的財産権を含む一切の権利（法律上保護される利益も含む）は、国際農研に帰属するものとする。当該権利のうち、受注者に生じた権利については、発生と同時に国際農研に移転するものとする。

9. 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の遂行に当たり疑義を生じた場合は、担当者と協議すること。

10. 情報セキュリティに関する遵守事項

- (1) 受注者に提供する情報は、本業務を遂行するためのものである。業務の遂行以外の目的で情報を利用しないこと。
- (2) 受注者は、「調達における情報セキュリティ基準」に則り、情報の取扱い、情報セキュリティインシデント等への対処体制等に関する情報セキュリティ実施手順を作成し、国際農研の確認を受けること。
- (3) 本業務の実施にあたり、その従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。具体的には、動画制作の工程において、国際農研の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、情報システムに国際農研の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、国際農研と委託先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。これらの体制について、国際農研に提出すること。
- (4) 受注者の資本関係・役員等の情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情

- 報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提出すること。
- (5) 本業務において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに国際農研に報告しなければならない。
 - (6) 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国際農研は、本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
 - (7) 上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国際農研が認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。
 - (8) 本仕様書において国際農研が求めるセキュリティ要件及び受注者が本業務の遂行のために整備したセキュリティ対策を、本業務に従事する全ての者に周知徹底すること。
 - (9) 本業務の一部を他の事業者にも再委託する場合には、本仕様書により国際農研が求めている水準の情報セキュリティを確保するために必要な情報を国際農研に提供し、承認を受けること。
 - (10) 国際農研内で業務を遂行する際、受注者が持ち込んだ機器の国際農研内通信回線への接続は禁止とする。
 - (11) 本業務で取り扱う要保護情報が不要になった場合は、確実に返却または抹消すること。
 - (12) 本業務の遂行にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の最新版、「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー関係規程」等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。
 - (13) 国際農研の保有する情報について、本業務の実施のために提供され又は許可を受けたもの以外の情報にアクセスしてはならない。
 - (14) 導入するソフトウェアの情報セキュリティについて、細心の注意を払い設計及び設定を行うこと。
 - (15) 本仕様書において国際農研が求める情報セキュリティ要件及び受注者が本業務の遂行のために整備した情報セキュリティ対策を、本業務に従事する全ての者に周知徹底すること。

11. 関連規程

- (1) 本業務の遂行にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の最新版、「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー関係規程」等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)の内容を遵守遂行すること。

12. 再委託

- (1) 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を国際農研に申請し、承認を得ること。
- (2) 本仕様書等が定める受注者の責務は、再委託先も負う。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負う。

13. その他

- (1) 不明な点や詳細は、必ず以下の担当者と打ち合わせること。
担当 情報広報室長
- (2) 本業務遂行上知り得た情報については、その全てを厳重に管理し、業務終了後は受注者が責任を持って適切に処分すること。また、いかなる情報も本業務の遂行以外の目的には一切使

用しないこと。

- (3) 業務遂行上疑義が発生した場合は、速やかに担当者に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定するものとする。
- (4) 打ち合わせを実施した場合には、実施後 1 週間を目処に議事録案を担当者に提示し、承認を得ること。
- (5) 業務の実施にあたっては、担当者及び総括する者の氏名、連絡先等を記載した業務体制表を受注後速やかに担当者に提出するものとする。

別紙

プロジェクト名称は以下のとおり。【 】内はプロジェクトの略称である。

環境プログラム

- 開発途上地域を対象とした農業分野の総合的気候変動対応技術の開発【気候変動総合】
- 農産廃棄物がもたらす地球規模課題の解決を目指したカーボンリサイクルを加速化する技術開発【カーボンリサイクル】
- 生物的硝化抑制(BNI)技術の活用による低負荷型農業生産システムの開発【BNI システム】
- 熱帯林遺伝資源の特性評価による生産力と環境適応性の強化【環境適応型林業】
- 熱帯島嶼における山・里・海連環による環境保全技術の開発【熱帯島嶼環境保全】
- 砂漠化地域における極端気象下での持続的土地管理法の開発【持続的土地管理】

食料プログラム

- レジリエンス強化作物とその生産技術の開発【レジリエント作物】
- 在来作物遺伝資源や伝統食品を活用した新需要創造のための作物及び食品の開発【新需要創造】
- 生態に基づく越境性害虫の環境調和型防除体系の構築【越境性害虫】
- 生態系アプローチによる熱帯域の持続的水産養殖技術開発及び普及【熱帯水産養殖】
- アフリカのための稲作を中心とした持続的な食料生産システムの構築【アフリカ稲作システム】
- アフリカ小規模畑作システムの安定化に資する生産性・収益性・持続性を改善する土壌・栽培管理技術の開発【アフリカ畑作システム】

情報プログラム

- 戦略的情報収集分析提供プロジェクト【戦略情報】
- 研究成果の実用化と事業展開を実現する民間連携モデルの構築【実用化連携】
- サブサハラアフリカでの農業デジタル化推進に貢献するための研究開発可能性調査【農業デジタル化情報】
- 熱帯性作物の持続的生産に向けた遺伝資源の情報整備と利用促進技術の開発および国内外との連携強化【熱帯作物資源】
- みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業【グリーンアジア】

調達における情報セキュリティ基準

1. 趣旨

調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）が行う調達を受注した者（以下「受注者」という。）において当該調達に係る要保護情報の管理を徹底するため、国際農研として求める情報の取扱い手順を定めるものであり、受注者は、契約締結後速やかに、本基準に則り情報セキュリティ実施手順を作成し、適切に管理するものとする。

2. 用語の定義

- (1) 「要保護情報」とは、紙媒体・電子媒体の形式を問わず、国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、当該調達の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受注者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。
- (2) 「機密性」とは、限られた人だけが情報に接触できるように制限をかける必要性をいう。
- (3) 「完全性」とは、不正な改ざんなどから保護する必要性をいう。
- (4) 「可用性」とは、利用者が必要な時に安全にアクセスできる環境確保の必要性をいう。
- (5) 「情報セキュリティインシデント」とは、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルをいう。
- (6) 「取扱者」とは、当該調達の履行に関連し、要保護情報の取扱いを許可された者をいう。取扱者は、取扱者名簿への登録を必須とし、国際農研との共有を図ること。
- (7) 「取扱施設」とは、要保護情報の取扱い及び保管を行う施設をいう。
- (8) 「情報セキュリティ実施手順」とは、当該調達の契約締結後、本基準に基づき、受注者が情報の取扱い手順について定めるものである。詳細については、本基準3. 情報セキュリティ実施手順の作成を参照のこと。

3. 情報セキュリティ実施手順の作成

受注者は、4. 及び5. に示す各項目についての対応を検討し、「情報セキュリティ実施手順」として作成し、国際農研の確認を受けなければならない。国際農研の確認後、変更が必要な場合には、あらかじめ変更箇所が国際農研の定める本基準に適合していることを確認のうえ、国際農研の再確認を受けなければならない。

4. 受注者における情報の取扱い対策

- (1) 情報を取り扱う者の特定（取扱者の範囲）
 - ・ 要保護情報の取扱者（再委託を行う場合の取扱者も含む）の範囲は、履行に係る必要最小限の範囲とするとともに、適切と認める者を充てること。
 - ・ 取扱者以外の利用は禁止する。
 - ・ 情報の取扱いに際し、国際農研が不適切と指摘した場合には、できるだけ速やかに取扱者を交代させること。
- (2) 取扱者名簿の提出
受注者は、(1)で特定した取扱者の名簿を作成し、国際農研に提出すること。名簿には、以下の情報を盛り込むこと。また、情報の管理責任者を定め、国際農研に提出すること。

取扱者に変更が必要と判断した場合には、遅延なく国際農研に名簿の更新を申し出、確認を得ること。

- ・氏名
- ・所属する部署
- ・役職
- ・国籍等
- ・資格等を証明する書類（調達仕様書に定めがある場合のみ）

(3) 取扱い施設等の対策

受注者は、要保護情報を取り扱う施設を明確にすること。

取扱施設に対する条件は以下のとおりとする。

- ・日本国内（バックアップ等を含め）に設置されていること。
- ・物理的なセキュリティ対策として、適切なアクセス制限の適用が可能なこと。
- ・(1)で特定した者以外（第三者）への情報漏洩対策並びに取扱施設での盗み見対策等を適切に講ずることが可能なこと。

(4) 要保護情報の適切な保管対策の徹底

- ・受注者は、要保護情報を保管する場合、施錠および暗号化等の対策を適切に講じなければならない。
- ・要保護情報の電子データを端末・外部電子媒体等で管理する場合には、不要な持出し等が行われないための対策を行うこと。
- ・受注者は、要保護情報を取扱施設以外で取り扱う場合における対策を定め、適切に持出し等の記録を行うこと。
- ・情報セキュリティインシデントの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるなど、常にリスクの未然防止に努めること。

(5) 情報セキュリティ実施手順の周知

受注者は、(1)で特定した要保護情報を取り扱う可能性のある全ての者に作成した情報セキュリティ実施手順を周知徹底のうえ、適切な管理体制を構築すること。また、再委託等により要保護情報を取り扱う作業に従事する全ての者（国際農研と直接契約関係にある者を除く。）に対しても周知徹底のうえ、受注者と同等の管理を行うこと。

(6) 取扱者の遵守義務

- ・取扱者は、国際農研から提供を受けた要保護情報に対し、提示された格付けおよび取扱い制限を厳守し、利用すること。
- ・取扱者の要保護情報の複製および貸出しを禁止する。複製及び貸出しが必要な場合には国際農研の事前許可を得ること。
- ・守秘義務及び目的外利用の禁止

受注者は、取扱者に対し、履行開始前に守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約は合意を行わなければならない。合意事項には、取扱者の在職中及び離職後において、知り得た国際農研の要保護情報を第三者に漏洩禁止の旨を含むこと。

- ・要保護情報の返却・破棄及び抹消

受注者は、接受、作成、製作した要保護情報を国際農研に返却、または復元できないように細断等確実な方法により破棄又は抹消すること。

(7) 要保護情報の管理台帳の整備ならびに取扱いの記録、保存

① 台帳の管理

受注者は、履行期間中の要保護情報の管理に対し、接受、作成、製作、返却、破棄、抹消等の各プロセスにおいて、接受（作成）日、情報名、作成者、保管場所、取扱者、保存期限、抹消日等を明記した台帳を整備し、記録・管理を行い、履行期間満了時に国際農研に提出すること。

②作成、製作した情報の取扱い

受注者は、作成、製作された全ての情報は、要保護情報として取り扱う。要保護情報としての取扱いを不要とする場合は、理由を添えて国際農研に確認を行うこと。

③要保護情報の保有

受注者は、返却、破棄、抹消の指示を受けた当該情報を引き続き保有する必要がある場合には、その理由を添えて、国際農研に協議を求められることができる。

(8) 情報の取扱い状況の調査

- ・受注者は、情報の取扱い状況について、定期的及び情報セキュリティの実施に係る重大な変化が発生した場合には、調査を実施し、その結果を国際農研に報告しなければならない。また、必要に応じて是正措置を取らなければならない。
- ・受注者は、管理責任者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況を確認しなければならない。

(9) 情報セキュリティ実施手順の見直し

受注者は、情報セキュリティ実施手順を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その都度、見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順を変更し、国際農研の確認を得なければならない。

5. 情報セキュリティインシデント等に伴う受注者の責務

(1) 情報セキュリティインシデント等の報告

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生（可能性の認知を含む）した時は、初動対応を実施後、速やかに発生した情報セキュリティインシデントの概要を国際農研に報告しなければならない。

概要報告後、情報セキュリティインシデントの詳細な内容（発生事案、被害状況、国際農研要保護情報への影響の有無、適用した対策、再発防止策 等）をとりまとめの上、国際農研に提出すること。

情報セキュリティインシデントの発生に伴い、当該契約の履行が困難な場合には、国際農研担当者との打ち合わせの上、決定することとする。

報告が必要な情報セキュリティインシデントの例は以下のとおり。次に掲げる場合において、受注者は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を報告しなければならない。また、その後速やかに詳細を国際農研に報告しなければならない。

- ・要保護情報が保存されたサーバ等の不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められた場合
- ・要保護情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められ、要保護情報が保存されたサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合
- ・要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルが発生した場合

(2) 情報セキュリティインシデント等の対処等

①対処体制及び手順

受注者は、情報セキュリティインシデント、その疑いのある場合及び情報セキュリティリスクに適切に対処するための体制、責任者及び手順を定め、国際農研に提出しなければならない。

②証拠の収集・保存と解決

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、その疑いのある場合には、発生したインシデントの種類に応じた要因特定が可能となる証拠等の収集・保存に努めなければならない。また、速やかに対処策・改善策を検討し、適用すること。

③情報セキュリティインシデント発生に伴う報告

受注者は、発生した情報セキュリティインシデントの経緯及び対応結果（リスク未対応の有無を含む）を国際農研に報告し、概要について国際農研との共有を図ること。また、必要に応じて、情報セキュリティ実施手順の見直しも検討すること。

6. その他

(1) 国際農研による調査の受入れと協力

受注者は、国際農研による情報セキュリティ対策に関する調査の要求があった場合には、これを受入れなければならない。また、国際農研が調査を実施する場合、国際農研の求めに応じ必要な協力（職員又は国際農研の指名する者の取扱施設への立入り、書類の閲覧等への協力）をしなければならない。

(2) 業務遂行上疑義が発生した場合は、速やかに国際農研に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定するものとする。

(3) 本基準に定めのない事項については、国際農研情報セキュリティポリシーを参照し、適切に実施すること。